

平成 31 年  
第 2 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 31 年 2 月 27 日（水） 午後 2 時～

2. 場 所 瀬戸保健センター

3. 出席委員（ 17 人）

会長 1 番 寶代 行廣・

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋

7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 戸木 いさ子 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 3 人）

5 番 宮原 耕一 6 番 東 鈴子 19 番 大隣 初美

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 8 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 5 議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 6 議案第 10 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 7 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 8 議案第 12 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について

- 日程第 9 議案第 13 号 平成 31 年度農作業標準賃金の承認について
- 日程第 10 議案第 14 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等  
に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- その他 11
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。宮原 耕一委員・東委員・大隣委員から一身上の都合により欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。また、本日は推進委員の方にも出席いただいております。

これより平成 31 年第 2 回南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 92 頁をご覧くださいと思います。  
(諸般の報告をおこなう)

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立

ち

お願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等  
言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してくだ  
さい。 発

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条  
第2項の規定により8番 君野 委員，9番 松村 委員を指名し，会議書記に加治佐  
農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は，本日2月27日の1日間としたいと思いますが，ご異  
議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
したがって，会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして，日程第3 議案審議に係る通知事案について，事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは，議案審議に関する農用地利用集積計画並びに議案審議に関しない農用地利  
用集積計画の合意解約について説明いたします。議案資料3からになります。  
今回農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は19件の合意解約がなされま  
した。内容は賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん  
他の申し入れです。解約の主導は、貸人主導によるものが17件，借人主導によ  
るものが2件となっております。地目の内訳は、田が1筆の1,835 m<sup>2</sup>，畑が27筆の  
39,360 m<sup>2</sup>地域別では颯娃10件，知覧6件，川辺3件となっております。以上で，説明  
を終わります。

議 長 只今の事案について，質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては，あくまでも通知事案でございますの  
で，ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして，日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務  
局に説明を求めます。

農政係長      それでは資料は8頁からになります。今回認定されたのは1件です。再認定が4件あります。今回新規で認定されたのは、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、茶と露地野菜の経営を親と一緒にやってきたが、今回独立して農業法人を設立し露地野菜を生産し販売も会社〇〇〇〇で行い、併せて規模拡大を図り年間所得の向上をめざし、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋及び経営管理・生産方式の合理化に努め併せて制度資金等を活用して農業設備の整備を行いたい考えです。なお、再認定についてはお目通しをお願いします。

議 長      只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員      「なし」の声あり

議 長      質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長      これより審議に入ります、日程第5議案第8号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査委員の報告をお願いいたします。

松永委員      申請人は、東京都の 〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇 他1筆で畑の2,659 m<sup>2</sup>で〇〇の東側付近に位置します。申請地は、隣地の既存施設と一体利用し養殖池と資材置場を整備するため、農用地区域から除外をするものです。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。また代替地については、既存施設の隣接地で、申請地の他にはないとのこと。現地調査の結果、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。以上で報告を終わります。

議 長      ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長      補足説明いたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。関係行政庁の許認可等については、南薩土地改良区からの意見書が添付されており、許可後の速やかな転用も可能であることから、農用地区域からの除外は、やむを得ないものと判

断されるところです。補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査委員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第8号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第8号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第6議案第9号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。議案資料は17頁からになります。今回の申請は、所有権移転10件になります。所有権移転について、譲渡人は兵庫県〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は瀬谷町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請であります。内訳は、田が3筆で1,791㎡、畑が19筆で18,897㎡、合計22筆20,688㎡となっています。理由は、1番が義理の弟、4番・5番・7番が親、10番が知人から受贈、2番・3番・6番・8番・9番が相手方の要望となっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が293,000円から370,000円、畑が101,000円から1,489,000円で売買される予定です。地域別では、瀬谷1件、知覧5件、川辺4件でございます。また、法第3条第2項各号の判断については、19～23頁の調査書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第9号については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第9号の案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第7議案第10号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査委員の報告をおねがいします。

田中委員 審議番号1番です。譲受人が、東京都の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、穎娃町〇〇の〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇で、畑の505㎡で、〇〇の北側付近で〇〇集落に位置します。申請人は現在、〇〇在住で定年退職後に帰郷するため、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請面積が500㎡を超えていますが、西側の畑が低く約50cmの高低差があり影響を与えないよう控えて建築する旨の理由書が添付されています。現地調査の結果、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

審議番号2番です。譲受人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇で、畑の710㎡で、特〇〇の南西付近で〇〇集落に位置します。申請人は、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請面積が500㎡を超えていますが、北側の畑が高く約2.5mの高低差があり建築基準法の規定により5m以上控えることと、南側の市道からの出入口は約1.7mの高低差があり約10mのスロープを必要とし、また、仕事で使用している大型貨物車（7t）及び自家用車の駐車スペースを必要とする旨の理由書が添付されています。詳細は図面をご覧ください。

現地調査の結果、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

松永委員 審議番号3番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧〇〇の一部で、畑の990㎡の内363㎡で、〇

〇の東側付近で〇〇集落に位置します。申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。資料の33頁から35頁をご覧ください、申請地の周囲は北側と西側は道路に南側と東側は畑に接していますが、ブロック塀を設けるため土砂流失の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し同じく道路側溝へ放流します。日照・通風等については影響を及ぼす恐れはありません。以上現地調査の結果、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

審議番号4番です。申請人、申請地等につきましては、先ほどの農業振興地域整備変更計画で説明しましたので省略いたします。譲渡人が、〇〇の〇〇〇〇さん他1名です。申請地は既存の施設と一体利用のため代替地の検討は必要とせず、現地調査の結果〇〇への転用はやむを得ないものと判断しました。以上で報告を終わります。

#### 松村委員

審議番号5番です。譲受人が、川辺町〇〇の 〇〇〇〇です。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇で、畑の609㎡で、〇〇〇〇の裏手で〇〇に位置します。申請人は、不動産業を営む法人であり、申請地が商店街中心部に位置し住宅建築需要があることから、申請地を譲り受けて、宅地造成をしようとするものです。議案資料39頁の地図を見ていただくと解ると思いますが、周りが住宅に囲まれており、現地調査の結果、宅地造成への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

審議番号6番です。譲受人が、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん他4名です。申請地は、川辺町〇〇の3筆で畑の3,842㎡で、〇〇の北側付近で〇〇集落に位置します。申請人は、経営する会社が太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、隣接する山林と一体で太陽光発電施設を設置しようとするものです。41頁をご覧ください、ここはここ数年耕作した後がなくアワダチソウが繁茂しておりました。また、4筆とも1・2mの段差があり南や西側は山林で日照の障害のある場所でもありこのことから現地調査の結果、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

#### 杵木委員

審議番号7番です。譲受人が、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇で畑の257㎡で、〇〇の北西付近で〇〇集落に位置しますが詳細については議案資料頁44から45頁をご覧ください、申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。現状のままで利用し周囲はブロック塀を設けますので土砂流失等の恐れはなく、雨水は溜枡を設けて道路側溝へ放流します。汚水や生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照、通風等については周囲が宅地で影響は無いものと思われます。このことから一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に審議番号8番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、川辺町〇

○の○○○○さんです。申請地は、川辺町○○他1筆で、畑の2,451㎡で、○○○○の一部で○○集落の北西側付近に位置します。46から47ページの地図をご覧ください、申請人は、木材加工及び製品売買を営む法人であり、申請地を譲り受けて、隣接地と一体利用し効率的に運営を図るため資材置場を確保しようとするもので、すでに使用されており始末書が添付されています。申請が遅れた理由は、共有名義により相続登記が困難だったので、入会林野整備事業による名義変更登記手続きを申請し手続きが完了したため今回申請するものです。現状のままで利用しますが、雨水排水につきましては、自然流下とし隣接地は宅地又は雑種地に成っておりまして、日照通風等につきましても影響は無いと思いますし、現状は資材置き場となっています。現地調査の結果、資材置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 次に賃借権設定について説明をお願いします。

田中委員 審議番号1番です。借人が、○○の○○○○です。貸人が、知覧町○○の○○○○さんです。申請地は、知覧町○○の一部で、畑の528㎡の内350㎡で、○○と○○で○○集落に位置します。申請人は、不動産業を営む法人であり、既存貸店舗の駐車場が手狭になったため、申請地を借り受けて、駐車場を増設しようとするものです。詳細につきましては議案資料の49・50ページをご覧ください。三角地の178㎡が残りますがとなりの農地を○○さんが耕作するという事で荒地にはならないとのことでした。現地調査の結果、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 次に使用貸借権について説明をお願いします。

杵木委員 審議番号1番です。借人が、川辺町○○の○○○○さんです。貸人が、川辺町○○の○○○○さんで二人は親子です。申請地は、川辺町○○1他1筆で、畑の1,318㎡で、の南西付近で○○集落に位置し、○○沿いにあります。申請人は、申請地が商店街中心部に近く、交通の利便性が良いため、アパート入居需要があることから、申請地を借り受けて、共同住宅2棟を建築しようとするものです。現状のまま利用し擁壁を設けますので土砂流失の恐れはありません、日照、通風等については2m程の緩衝地を設け建物の高さも7.5m程度という事でありまして議案資料53・54ページの地図を見てくださいと解るように周囲は宅地でありまして農地はありませんので影響は無いものと思われます、また雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して道路側溝へ放流します。現地調査の結果、共同住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

## 農地係長

補足説明いたします。5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

立地基準ですが、議案資料 25 審議番号 1 番、26 5 番 6 番、27 7 番、52 使用貸借権 1 番は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、1 番は南薩土地改良区からの意見書が添付されており、6 番は経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。5 番 7 番と使用貸借権 1 番は特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、一般住宅・宅地造成・太陽光発電施設・共同住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、25 審議番号 2 番 3 番は、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、50m 以内に 3 戸以上の住宅が隣接しているため、第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、26 審議番号 4 番と 48 賃借権 1 番は、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないため、第 1 種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、エビ陸上養殖場及び駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、27 審議番号 8 番は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第 2 種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、資材置 0 場への転用はやむを得ないと判断するところです。

なお、審議番号 2 番 3 番の 1 種農地と 6 番は農地が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので 3 月の県常設審議委員会へ意見聴取となります。また、農業振興地域整備変更計画の農振除外及び用途変更は許認可前でも見込みがあれば意見聴取が新年度からできる旨の通達があったことから審議番号 4 番は、4 月に県常設審議委員会へ意見聴取となります。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

- 議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、ご意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 10 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第 10 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。
- 議 長 次に、日程第 8 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。56 頁からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇、他 7 件であります。理由は全て規模拡大となっております。地目の内訳は田が 2 筆の 2,012 m<sup>2</sup>、畑が 13 筆の 22,282 m<sup>2</sup>であります。申請農地の取引価格については 10 a 当り、田が 300,000 円 畑が 223,000 円～750,000 円で売買される予定です。地域別では、颯娃 5 件、知覧 2 件、川辺 1 件となっております。
- 次に、「賃貸借利用権」の設定であります。59 頁からになります。利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇ほか 66 件になります。設定面積は、田が 22 筆で 19,601 m<sup>2</sup>、畑が 82 筆で 107,737 m<sup>2</sup>の合計 104 筆の 127,338 m<sup>2</sup>になります。地域別では、颯娃が 13 件、知覧が 33 件、川辺が 21 件、合計 67 件となっております。
- 次に「使用貸借権設定」の設定であります。利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、鹿児島県地域振興公社、他 10 件になります。設定面積は、田が 4 筆の 3,062 m<sup>2</sup>、畑が 29 筆の 63,428 m<sup>2</sup>で合計 33 筆、66,490 m<sup>2</sup>になります。地域別では、颯娃 1 件、知覧 5 件、川辺 5 件、合計 11 件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、

その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権の設定の番号 61 番については下之門 委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。  
質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権の設定の番号 61 番を除く 66 件と並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって議案第 11 号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権の設定の番号 61 番を除く 66 件と並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 11 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、下之門 委員の退室を求めます。  
(下之門 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。  
議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 61 番について、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案 11 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。下之門 委員の入室を許可いたします。

(下之門 委員 入室)

議長 下之門 委員に報告いたします。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 9 議案第 12 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について説明いたします。資料は、77 頁からになります。併せまして、〇〇入会林野整備組合から提出された入会林野整備計画書を呈示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。入会林野整備事業につきましては、昭和 41 年に施行された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が根拠です。この法律は、入会権を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。議案第 12 号についてあくまでも、農林業振興のための事業であります。

新しく所有権を有する方が農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないか判断する必要があります。従来の農地法第 3 条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。これらを踏まえまして、〇〇入会林野整備組合組合長〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。この組合は全体計画で、関係者数 36 名、筆数 228 筆の 235,330 ㎡で、うち農地に関する部分が、関係者数 21 名、筆数 73 筆の 54,557 ㎡（田 15 筆 5,507 ㎡、畑 55 筆 44,959 ㎡、樹園地 3 筆 4,091 ㎡）であります。この事業が推進されますと、現所有者の名義となり、農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第 12 号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 12 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 10 議案第 13 号 平成 31 年度農作業標準賃金の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 議案第 13 号 平成 31 年 度農作業標準賃金の承認についてご説明申し上げます。議案書は 78 ページからになります。去る 2 月 15 日知覧庁舎において、「南九州市農作業標準協議会」が開催され、審議がなされました。協議会の委員は 3 地区の農作業受託者、委託者、農業委員の代表と農業公社職員の 12 名で構成されており、12 名全ての委員の出席で協議をいたしました。協議の結果としまして、まず、一般農作業賃金につきましては、県の最低賃金単価が 30 年 10 月 1 日付けで、1 時間当たり 737 円から 761 円に改正されました。8 時間を掛けますと、6,088 円になり、現行の 5,900 円では下回ってしまいますので、200 円値上げして 6,100 円としたいところです。併せて、山林作業も 200 円値上げして、7,100 円としたいところです。次に委託作業につきましては、平成 23 年度の協議会で、「燃料費の値上がりについては、毎年協議を行う」という申し合わせ事項があると伺っています。燃料費の推移は、いぶすき農協の軽油で、30 年 2 月に 120.1 円だったものが、31 年 1 月には 131.2 円、昨年より 11.1 円値上がりしております。ガソリンは、142.8 円が現在では 150.2 円と軽油同様に 7.4 円値上がりしております。ただ、軽油、ガソリン共に平成 25・26 年と比較しますと、まだ安い状態です。燃料費につきましては、現在値上がり値下がりの繰り返しが続いておりますが、今後も不安定な状況が続くと思われます。ただ長いこと委託作業を据え置いてまいりましたが、平成 25 年度からすると最低賃金が 5 年間で 800 円上昇しております。そこで今回水稻のコンバイン作業

で税抜 1,000 円他の作業で同じく 500 円、値上げたいと考えております。尚、隣接の市の状況でございますが、指宿、枕崎、南さつま、各市が昨年と同額とするという決定、あるいは見込みとなっております。が一部本市の状況を見てからというところもございます。南九州市農業公社との事前協議ですが、南九州市農業公社の受託作業料金については、幹事会で審議が終わっており、受託作業については、市との事前協議で同じように上げる方針とのことでございます。以上が、協議会での決定でございます。本日の会議で農業委員会の承認をいただきましたら、3 月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般に公表することになります。審議方お願いいたします。

議 長 只今の報告について審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

下之門委員 質問意見ではありませんが、農業公社のコンバインが年数も古くなり、作業も荒いので、値上がりするのであれば、もう少し丁寧な作業を行うよう申し入れしておいてください。

農政係長 解りました。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 13 号 平成 31 年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することとし、4 月 1 日から適用することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 13 号については、原案どおり承認することとし、4 月 1 日から適用することに決定いたします。

- 議 長 日程第 11 議案第 14 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 農政係長 議案第 14 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてについて説明いたします。これは、平成 31 年 4 月及びそれ以前の小学校の統廃合『田代小学校（31 年 4 月）・神殿小学校（29 年 4 月）ともに川辺小学校に統廃合』に伴い、南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する要綱のなかで使用されている文言を改正をしようとするものであります。審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 審議に入ります。ただ今の件で何か質問ご意見はありませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 14 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてについては提案通り承認することにご異議ありませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。よって議案第 14 号は提案通り承認されました。
- 議 長 次に、日程第 12 その他でございますが、事務局より説明を求めます。まず、下限面積の設定についてからお願いします。
- 農地係長 下限面積の設定について説明する。
- 議 長 このことにつきまして、皆様からのご意見をお聞かせください。
- 松村委員 現在の菜園畑、元宅地を開いて菜園畑にしている土地なども現在では購入できない、これ等を対応できるようにするとは、最後の文言で対応するという事ですか。
- 松永委員 0.01 a 以上の土地を購入した場合農家台帳に登載されるのですか、また

その繰り返しで、50 a を超えた場合そのような方が農業をする意思がないのに農地購入できるようになる可能性があるのではないですか。

徳永委員 司法書士からもう少し融通が利かないのかといったような話がありそれに対応するためとの考えがあるのですか。

議長 1 m<sup>2</sup>当たりの農地が2割程度の市町村であるのであれば、1 m<sup>2</sup>にした方がやりやすいのではないのでしょうか。

松村委員 住宅を造る場合に菜園畑が出来るぐらいの面積が必用なのでは。なので一般住宅でも菜園畑を含む面積について考えてみた方がいいのでは。

松村委員 一般住宅を造って菜園畑まで作れる用地面積まで広げてはどうでしょうか。

梶山委員 10 m<sup>2</sup>未満 20 m<sup>2</sup>未満などについては実際耕作できる農地がどれだけあるのでしょうか。農地に付随する1 a でも良いのではないのでしょうか。

議長 多数のご意見がありましたが、事務局は意見を参考に下限面積の設定案を議案として作成してください。

議長 次に平成31年度 農業委員会総会等開催計画について事務局の説明をお願いします。

農政係長 平成31年度 農業委員会総会等開催計画について説明する。

議長 このことについて、ご意見質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますので、これ等は意見聴取、報告事案でありますので、よろしくお願いします。尚、事務局は下限面積の設定については、早い時期に議案として提出下さい。委員の皆様からその他で何かありませんか。

委員 「無し」の声あり。

議長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成31年第2回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 8 番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 9 番 \_\_\_\_\_